

長崎振興局万才町庁舎清掃業務仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであるから、軽微な部分は本書に記載のない事項であっても、現地の状況に応じ、係員が美観または建物管理上必要と認めた作業は請負金額の範囲内で実施するものとする。

なお、本仕様書で甲とは委託者長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所長をいい、乙とは受託者をいう。

1. 用語の定義

- (1) 日常清掃
開庁日の毎日、又は数日おきに行う作業及び必要に応じて常時行う作業をいう。
- (2) 定期清掃
月又は年を単位とし、1回又は数回行う作業をいう。
- (3) 弾性床
ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルクタイル等の床をいう。
- (4) 硬質床
陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
- (5) 繊維床
カーペット等の床をいう。
- (6) 衛生消耗品
トイレトーパー、石鹸等をいう。
- (7) 適正洗剤
清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

2. 使用材料

- (1) 本作業に使用する材料は、総て品質良好のものでなければならない。
- (2) 本清掃に使用する材料、機械、器具等は一切、乙の負担とし、電力、水道、ガス及びトイレトーパー、石鹸等の衛生消耗品は甲の負担とする。

3. 清掃要領・実施頻度について

- (1) 各清掃作業は、別紙「清掃作業基準表」に基づき、記載された頻度・時期に、印が付された清掃対象箇所について、別紙「清掃作業実施要領」に示す項目について行うこと。
また、カーペットクリーニングについては、記載された時期に、印が付された箇所について行うこと。
- (2) 別紙「清掃作業基準表」に記載された清掃頻度・時期は、甲乙協議により変更することを妨げない。
- (3) 作業実施にあたっては、甲に対して適宜連絡をし、係員の確認を得てから実施すること。

4. 損害その他

- (1) 作業実施に当り、構内の建物、工作物、その他に対して損害を与えたときは、その都度直ちに補修をし、その経費は乙の負担とする。
- (2) 作業実施中破損箇所を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。
- (3) 作業員は身分を明らかにするため一定の作業服を着用し会社名を記入した記章を附すること。

5 . 注意事項等

- (1) 作業にあたっては、建築物の構造、機能及びその材質を損傷又は変質させないように留意し、安全かつ衛生的な方法で行い、火気取締りを厳重にし、特に引火性ガソリン・ベンジン等の薬品は絶対に使用しないこと。
- (2) ワックス塗布時は、通行者がすべりやすく危険であるためその防止には十分な対策を講じること。
- (3) 水の使用にあたっては、機械その他に被水させないように十分注意すること。
- (4) 作業員の健康管理については、受託者で責任を持っておこなうこと。

清掃作業基準表

	名称	材質	(詳細)	面積 (㎡)	日常清掃	定期清掃	
					1回/開庁日	4月・7月・10月 ・1月に各1回	10月カーペット クリーニング
B 2 164.2	EVホール	弾性床	長尺ビニール	18.80			
	前室	弾性床	長尺ビニール	65.42			
	書庫	弾性床	長尺ビニール	80.02			
B 1 568.0	EVホール	弾性床	長尺ビニール	18.80			
	駐車場	硬質床	コンクリート	536.80			
	前室	弾性床	長尺ビニール	2.95			
	シャワー室	弾性床	長尺ビニール	4.68			
	トイレ	弾性床	長尺ビニール	4.76			
1 F 253.9	玄関周り			195.00			
	玄関ホール	硬質床	花こう石	171.40			
	EVホール	硬質床	花こう石	19.00			
	廊下	硬質床	花こう石	22.70			
	男子トイレ	弾性床	長尺ビニール	9.89			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	11.11			
	身障者トイレ	弾性床	長尺ビニール	4.56			
	運転手控室		畳	15.27			
2 F 210.3	EVホール	弾性床	ビニールタイル	21.10			
	廊下	弾性床	ビニールタイル	60.20			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	倉庫		スチール	7.28			
	軽油計測室	弾性床	長尺ビニール	12.96			
	中会議室	繊維床	カーペットタイル	44.25			
	消耗品倉庫	繊維床	カーペットタイル	43.53			
	消耗品倉庫	弾性床	ビニールタイル	7.03			
3 F 403.4	EVホール	弾性床	ビニールタイル	21.10			
	廊下	弾性床	ビニールタイル	60.20			
	男子トイレ	弾性床	長尺ビニール	12.96			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	給湯室	弾性床	長尺ビニール	9.18			
	倉庫		スチール	7.28			
	倉庫	弾性床	ビニールタイル	6.26			
	課税第一課	繊維床	カーペットタイル	154.11			
	書庫	繊維床	カーペットタイル	118.34			
4 F 365.1	EVホール	弾性床	ビニールタイル	21.10			
	廊下	弾性床	ビニールタイル	60.20			
	男子トイレ	弾性床	長尺ビニール	12.96			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	給湯室	弾性床	長尺ビニール	9.18			
	倉庫		スチール	7.28			
	倉庫	弾性床	ビニールタイル	6.26			
	課税第二課	繊維床	カーペットタイル	117.16			
	大会議室	繊維床	カーペットタイル	116.99			
5 F	EVホール	弾性床	ビニールタイル	21.10			
	廊下	弾性床	ビニールタイル	60.20			
	男子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	給湯室	弾性床	長尺ビニール	9.18			
	倉庫		スチール	7.28			
	倉庫	弾性床	ビニールタイル	6.26			
	納税課	繊維床	カーペットタイル	170.55			
	部長室	繊維床	カーペットタイル	35.05			

清掃作業基準表

	名称	材質	(詳細)	面積 (㎡)	日常清掃	定期清掃	
					1回/開庁日	4月・7月・10月 ・1月に各1回	10月カーペット クリーニング
418.7	相談室 1・2	繊維床	カーペットタイル	28.90			
	男子ロッカー室及び運転手控室	繊維床	カーペットタイル	25.21			
	女子ロッカー室		畳	27.02			
6F	EVホール	弾性床	ビニールタイル	21.10			
	廊下	弾性床	ビニールタイル	60.20			
	男子トイレ	弾性床	長尺ビニール	12.96			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	給湯室	弾性床	長尺ビニール	9.18			
	倉庫		スチール	7.28			
	倉庫	弾性床	ビニールタイル	6.26			
	総務課	繊維床	カーペットタイル	239.15			
426.7	小・中会議室	繊維床	カーペットタイル	56.55			
7F	EVホール	弾性床	ビニールタイル	21.10			
	廊下	弾性床	ビニールタイル	60.20			
	男子トイレ	弾性床	長尺ビニール	12.96			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	給湯室	弾性床	長尺ビニール	9.18			
	倉庫		スチール	7.28			
	倉庫	弾性床	ビニールタイル	6.26			
	漁港課	繊維床	カーペットタイル	150.65			
426.7	港湾課	繊維床	カーペットタイル	145.04			
8F	EVホール	弾性床	ビニールタイル	21.10			
	廊下	弾性床	ビニールタイル	60.20			
	男子トイレ	弾性床	長尺ビニール	12.96			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	給湯室	弾性床	長尺ビニール	9.18			
	倉庫		スチール	7.28			
	倉庫	弾性床	ビニールタイル	6.26			
	電話交換室	繊維床	カーペットタイル	21.34			
	男子休養室		畳	17.89			
	女子休養室		畳	29.71			
	前室	弾性床	長尺ビニール	6.35			
	前室	弾性床	フローリング	13.70			
	シャワー室	弾性床	長尺ビニール	3.13			
	図書室兼物品庫	繊維床	カーペットタイル	87.06			
439.0	入札室	繊維床	カーペットタイル	128.90			
9F	EVホール	弾性床	長尺ビニール	21.10			
	廊下	弾性床	長尺ビニール	65.00			
	男子トイレ	弾性床	長尺ビニール	12.96			
	女子トイレ	弾性床	長尺ビニール	13.98			
	身障者トイレ	弾性床	長尺ビニール	5.27			
	給湯室	弾性床	長尺ビニール	17.32			
	倉庫		スチール	7.28			
	港営課	弾性床	長尺ビニール	279.97			
439.0	ソーラス機器室	弾性床	長尺ビニール	16.10			
共通	階段(屋内)	弾性床	長尺ビニール	186.40	(B2~9F)	(B2~9F)	
	エレベーター	弾性床	ビニールタイル	2台			
	庁舎周り		植込み等	10.00			
186.4	一般廃棄物置場スペース(屋外)		コンクリート	7.00			

清掃作業実施要領(日常清掃)

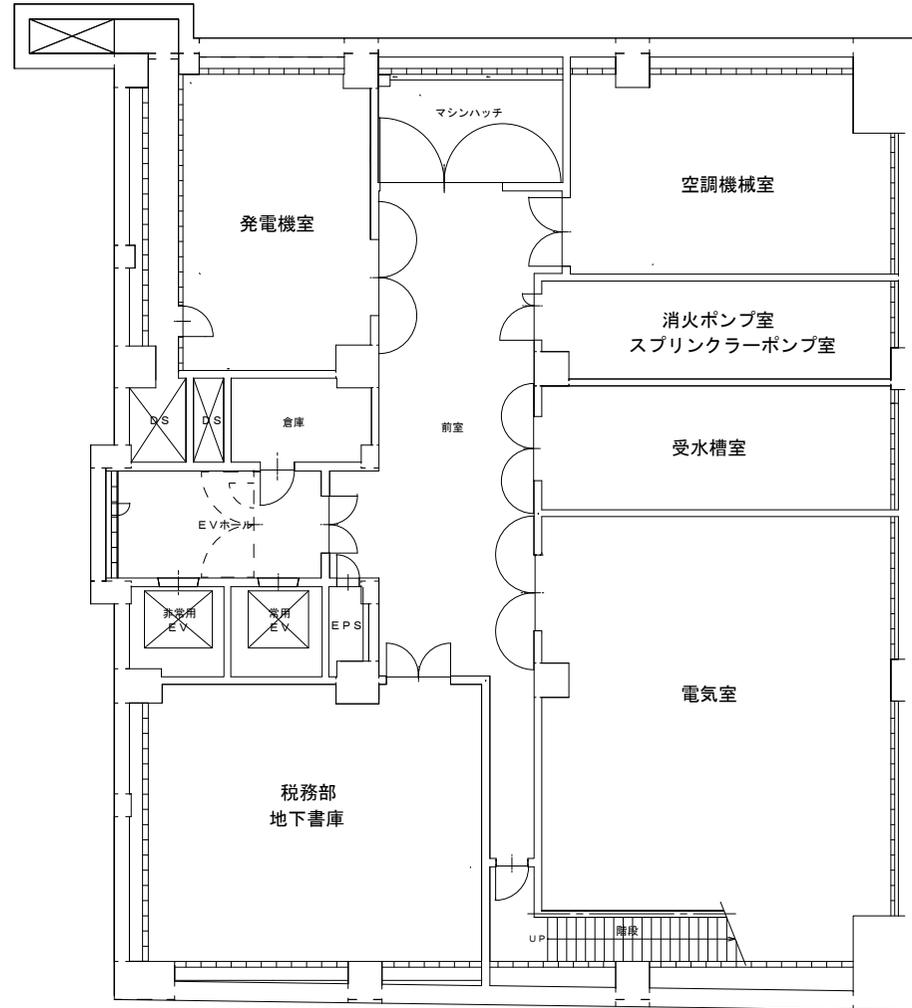
部位	項目	作業内容
床面	弾性床・硬質床の清掃	自在箒、フロアダスターで除塵する。 必要に応じ真空掃除機で除塵する。 汚れや水滴が付着している部分はモップで拭く。
	繊維床の清掃	真空掃除機またはカーペットスーパードで吸塵、除塵する。
	畳の清掃	塵埃を取り除き、乾拭きする。
トイレ	便器、洗面台の清掃	適正洗剤で洗浄する。 金属部分は乾拭きする。
	扉・便所面台のへだて清掃	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
	鏡の清掃	汚れ部分を水または適正洗剤で拭き、全体を洗浄する。
	汚物処理	汚物入れの内容物を収集し、容器を洗浄する。
	衛生消耗品の補充	トイレットペーパー、石鹸等を補充する。
シャワー室	浴室・シャワーブース内	適正洗剤で洗浄する。
	脱衣室	モップ又はタオルで水拭きする。
湯沸室	流し台の清掃	適正洗剤で洗浄する。
	塵芥収集	塵芥を収集し、容器を洗浄する。
昇降機	エレベーターの清掃	カゴの床面は部位の床面清掃と同じ。 扉溝を除塵する。 壁・扉・操作盤は汚れ及び手垢が付着した部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。
階段	床の清掃	部位の床面清掃と同じ
玄関	床の清掃	シダほうき等を用いて土砂・塵埃を除去する。
玄関周り		汚れの強い床面をモップで水拭きする。
庁舎周り	塵芥収集	庁舎周り(植込み)部分等の塵芥を収集する。
駐車場	床の清掃	巡回して粗ごみを拾う。
一般廃棄物 置場周り	床の清掃	塵芥を収集する。

床面は、場所の用途(事務室・廊下・トイレ等)に関わらず、全清掃対象箇所の床を指す。

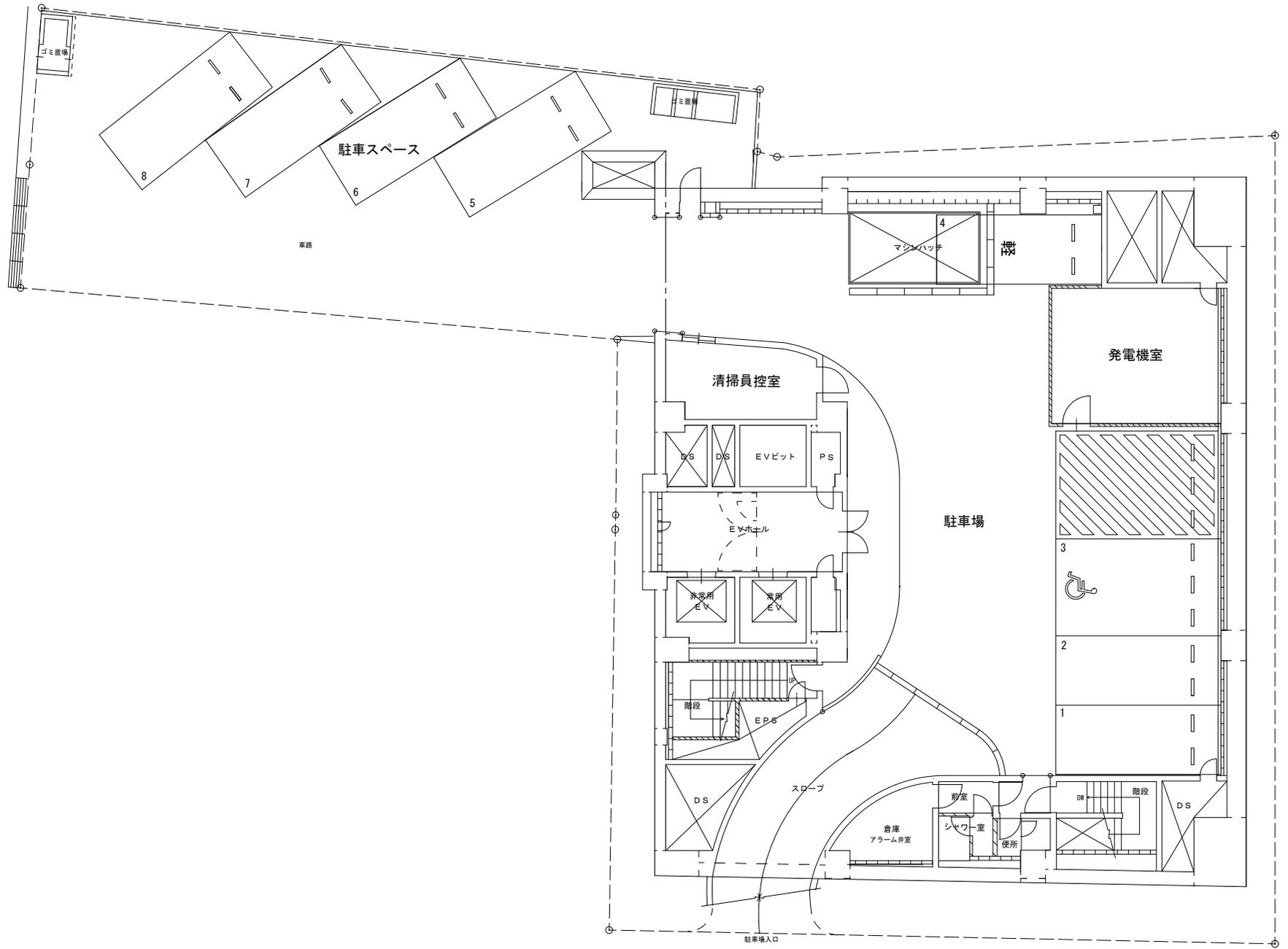
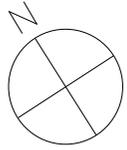
清掃作業実施要領(定期清掃)

部位	項目	作業内容
床面	弾性床の洗浄・ワックス仕上げ	床面の除塵を行う。 床面洗浄用洗剤を使い、洗浄用バットを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機、又は床用スクイージーで汚水を除去する。 モップによる水拭き及び空拭きを行い乾燥後、樹脂ワックスを塗布する。
	硬質床の洗浄	床面の除塵を行う。 床面洗浄用洗剤を使い、洗浄用バットを装着した床磨き機で表面の汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機、又は床用スクイージーで汚水を除去する。 モップによる水拭き及び空拭きを行い、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
	繊維床の清掃及びカーペットクリーニング カーペットクリーニングの実施月以外は、 床面の除塵のみを行うこと	真空掃除機で床面の除塵を行う。 シミ部分は専用シミ取り剤を噴霧しシミを除去する。 適正洗剤や絨毯クリーニング機等を用い、全面クリーニングを行う。 絨毯の織り目を整え、乾燥させる。
昇降機	エレベーターの清掃	カゴの床面は部位の床面清掃と同じ。
階段	床の清掃	部位の床面清掃と同じ。

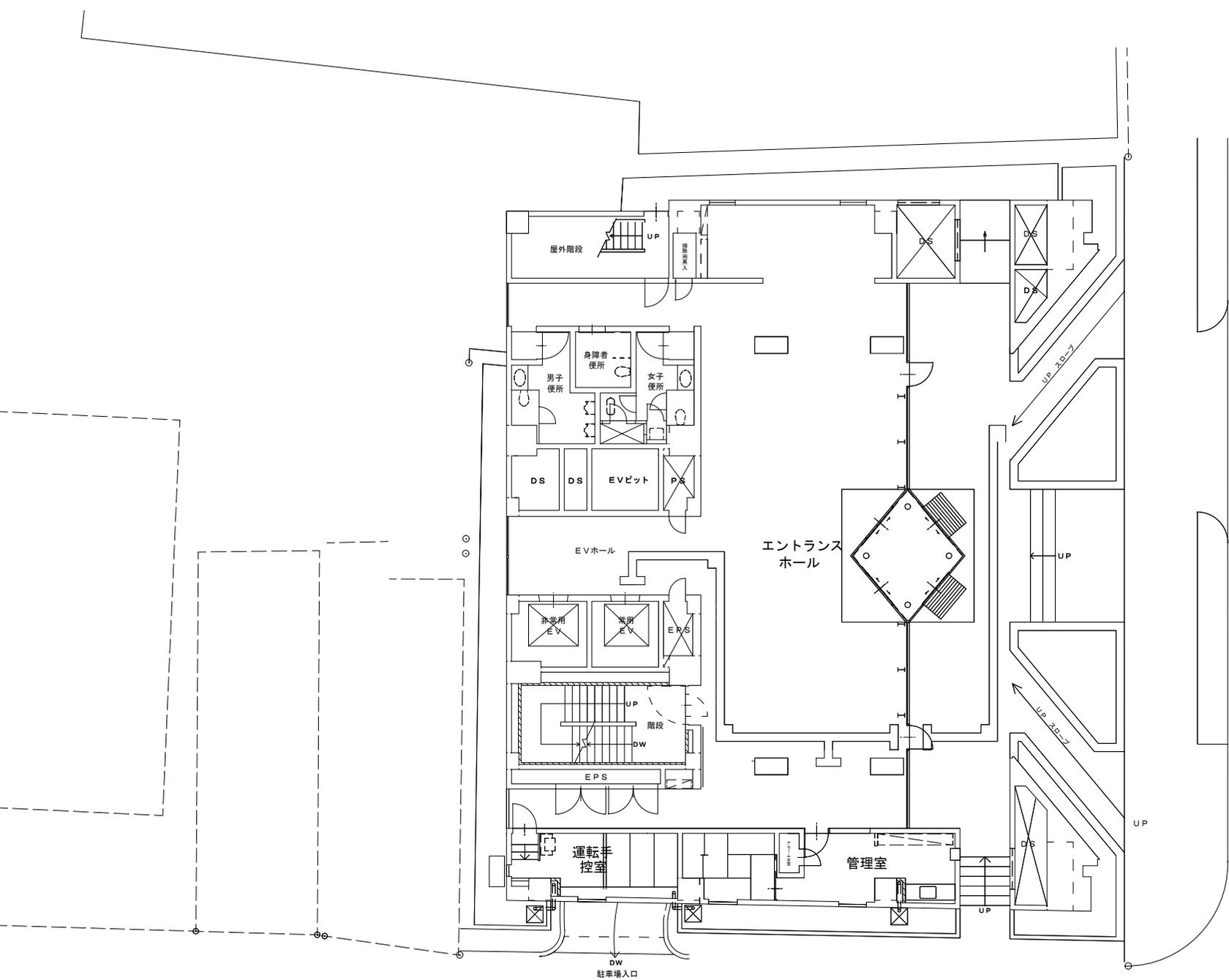
床面は、場所の用途(事務室・廊下・トイレ等)に関わらず、全清掃対象箇所の床を指す。



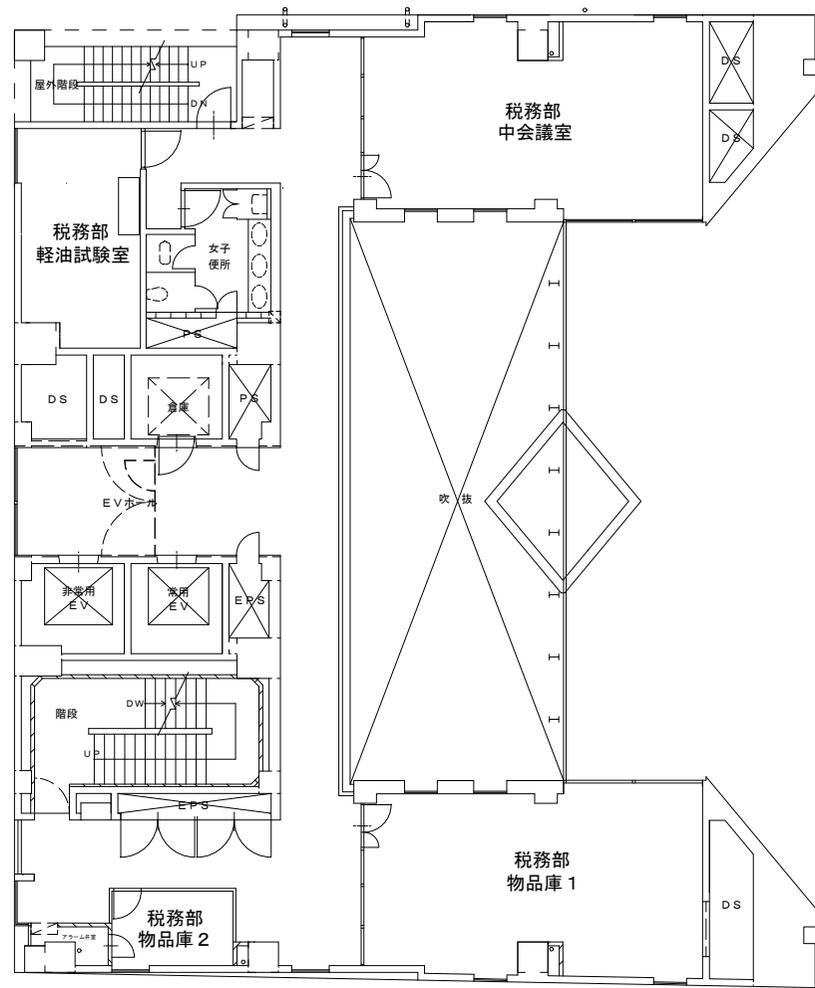
地下2階平面図



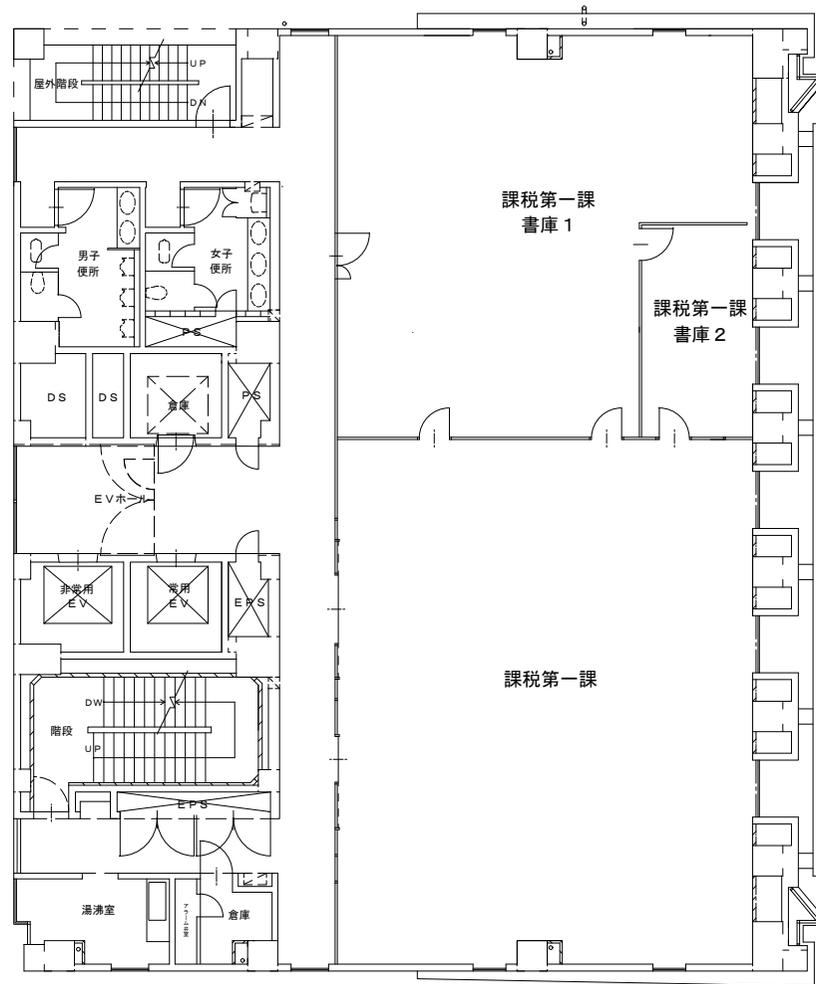
地下1階平面図



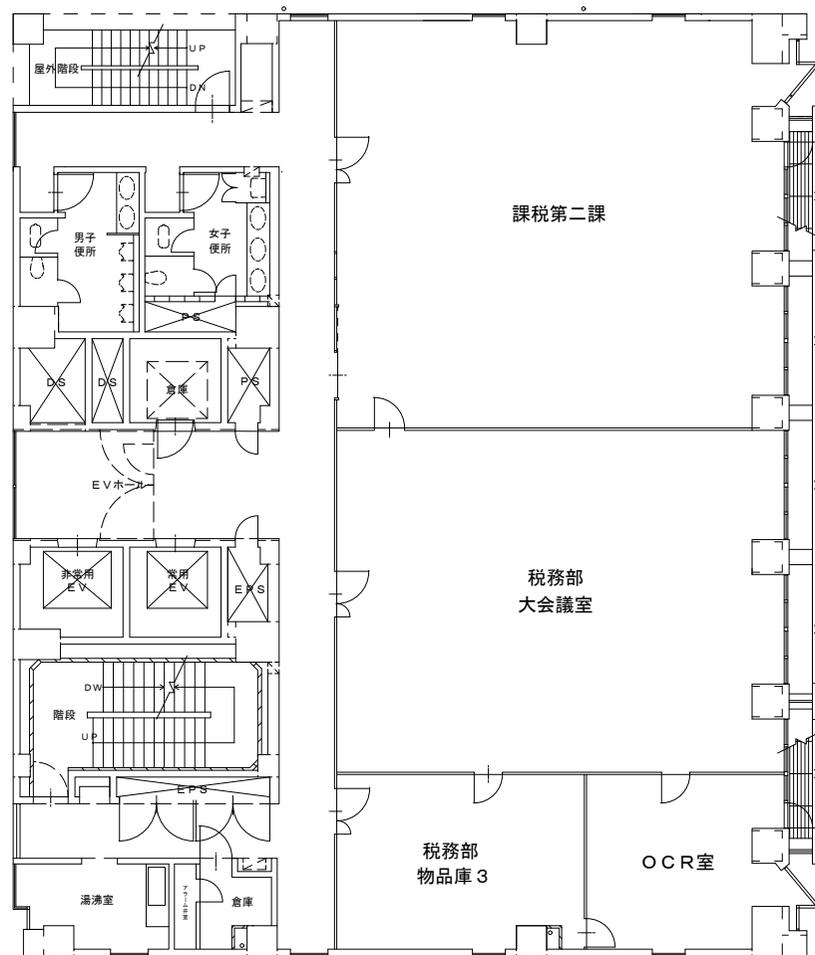
1 階平面図



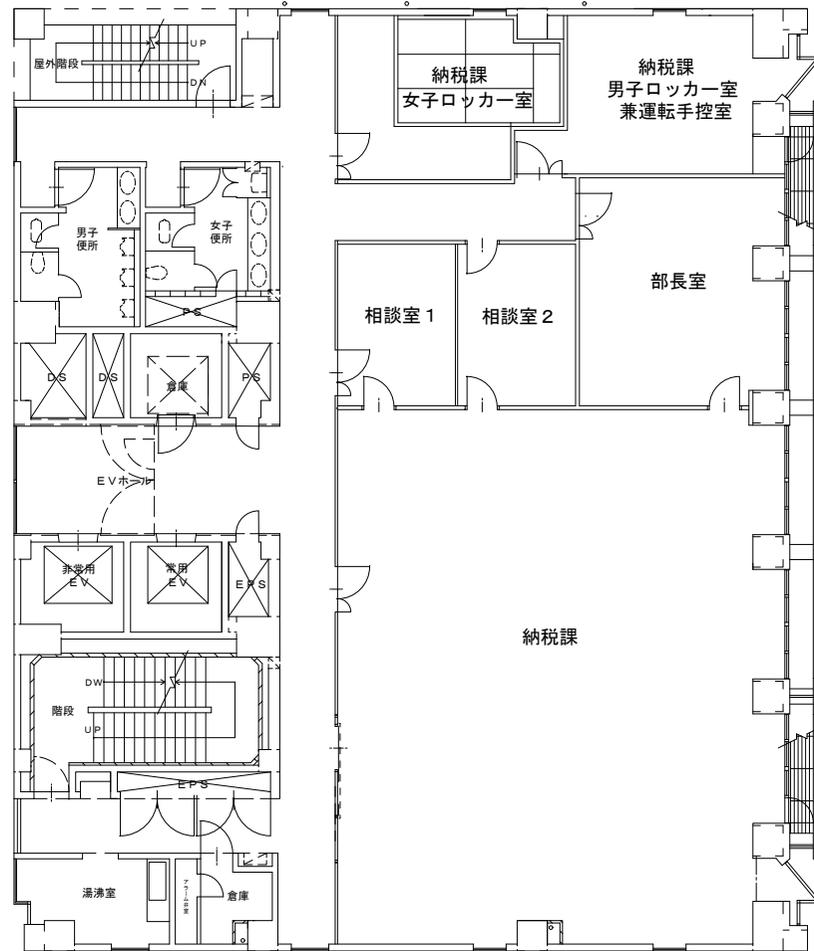
2 階 平面図



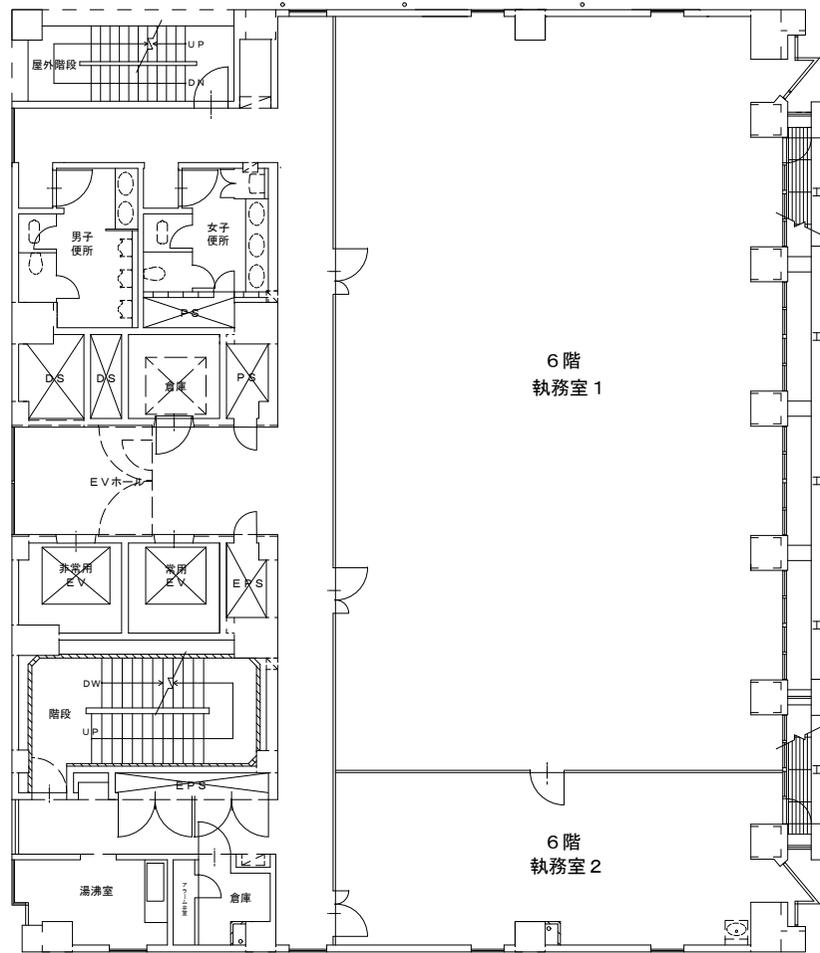
3 階平面図



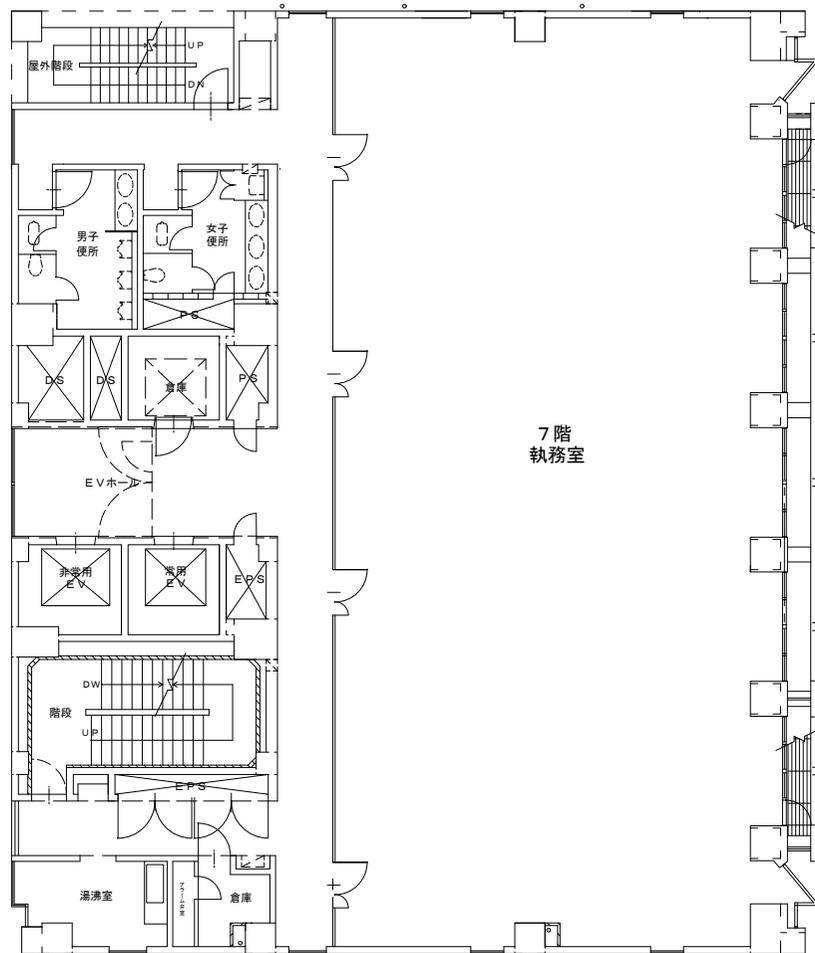
4階平面図



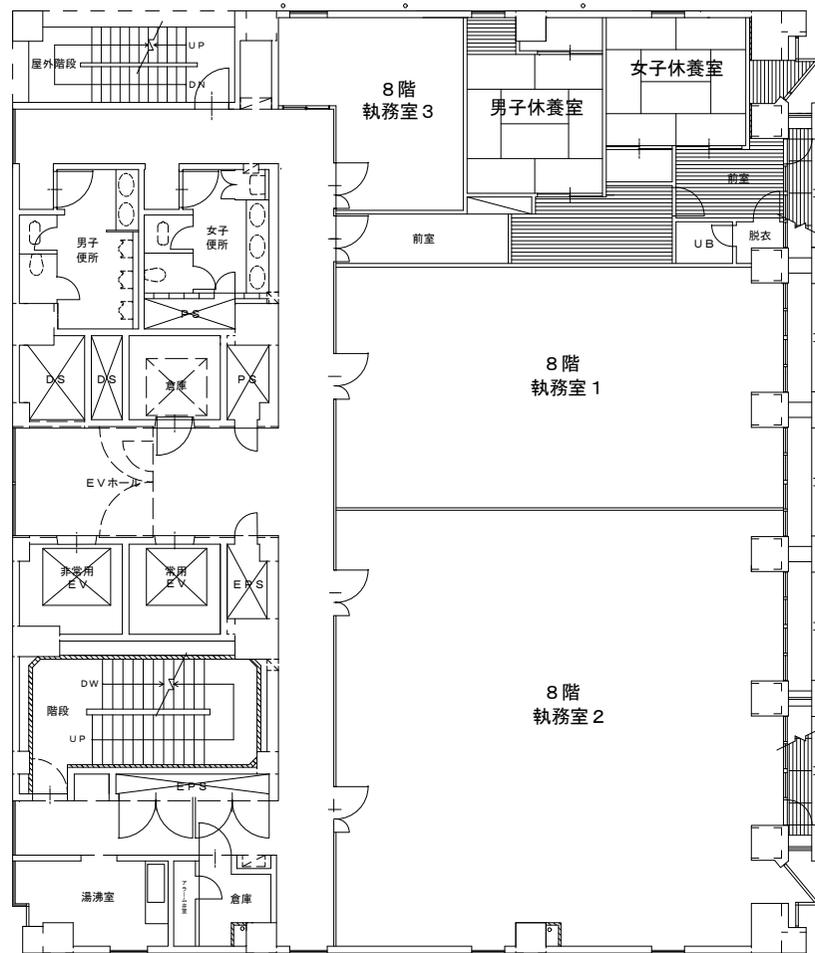
5階平面図



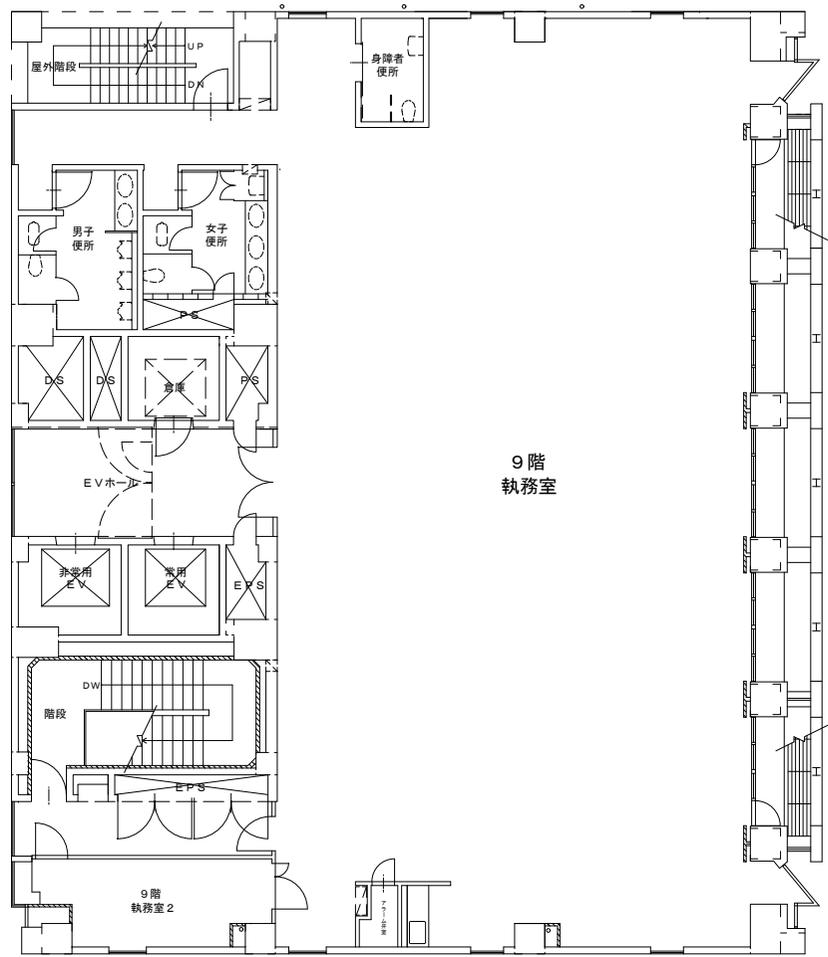
6階平面図



7階平面図



8階平面図



9階平面図